静岡県における電子マニフェストの普及促進

―― 県の各機関･部署ではサブIDを使用し、全部署で電子マニフェスト利用可能に

静岡県くらし・環境部環境局 廃棄物リサイクル課 産業廃棄物班

はじめに

電子マニフェストには、データの透明性の向上が図られ、法令の遵守をサポートするシステムがある等の紙のマニフェストにはない特徴があり、利用者にとっても事務処理の効率化や産業廃棄物管理票交付等の状況報告書の提出が不要になるといったメリットがあるため、静岡県も電子マニフェストの普及を進めています。

電子マニフェスト普及のための取組

各年度末における静岡県内（政令市を含む。）の事業場の電子マニフェストの加入状況は図1のとおりです。電子マニフェストの普及が進み、平成21年度末の加入事業場数は、平成17年度末に比べて30倍以上に伸びています。また、都道府県別の加入事業場数は静岡県は東京都に次いで第2位となっています。

静岡県では電子マニフェストの更なる普及のため、以下のような取組を行っています。

■電子マニフェスト制度の説明会

静岡県主催の適正処理推進研修会や各業界団体の総会等で電子マニフェストの制度やメリットについての説明や案内を行っています。また、立入指導等の際など事業者と会う機会をとらえて電子マニフェストの導入を勧めています。

■電子マニフェストの操作研修会

平成21年度は後述の電子マニフェストの義務化に伴い、建設業者を対象に42回実施しました。

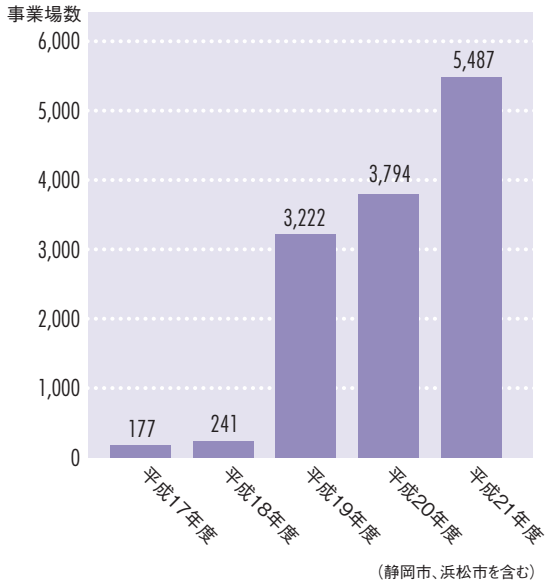
社団法人静岡県産業廃棄物協会の主催により県内3か所で開催された電子マニフェストの操作研修会に講師として参加しました。平成22年度は各会場3回ずつ、計9回実施しました。

■県の建設工事における電子マニフェストの義務化（静岡県交通基盤部建設支援局技術管理課 所管）

平成21年10月以降に契約する県の交通基盤部で所管する工事には、電子マニフェストの使用を義務付けしました。ただし、義務付け前に購入した紙マニフェストがある場合に限り、紙マニフェストの使用を認めています。

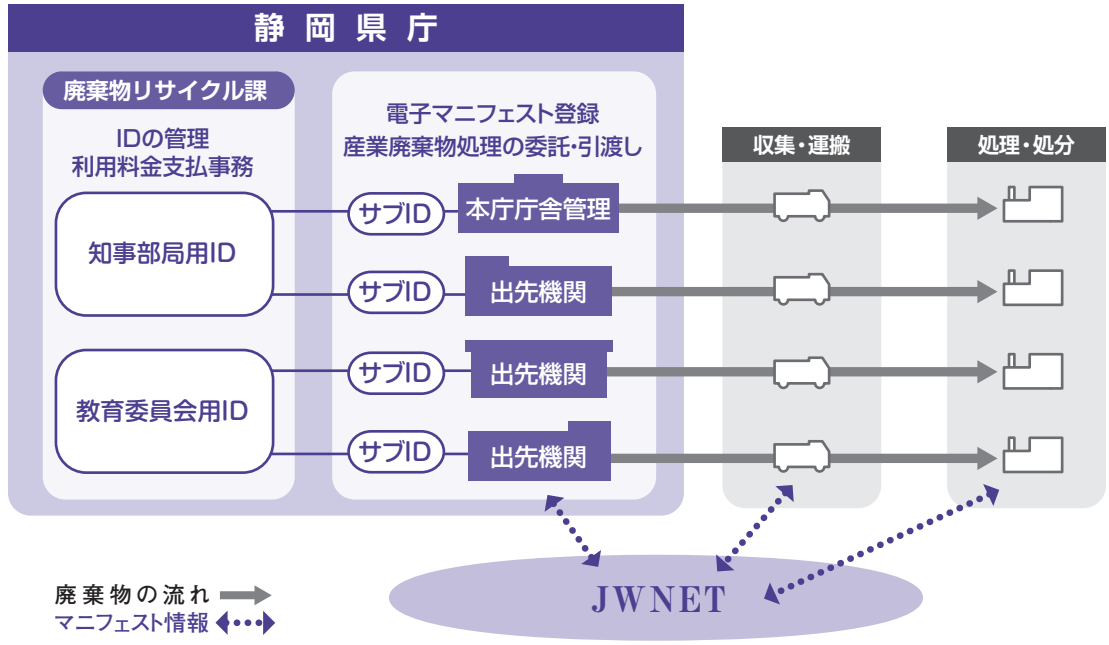
平成21年度は電子マニフェストの義務化から半年の実績となりますが、電子マニフェスト登録対象工事件数の中で電子マ

図1 静岡県の電子マニフェスト加入事業場数



（静岡市、浜松市を含む）

図2 静岡県庁における電子マニフェストの運用図



ニフェストに登録された工事は34%でした。
使用について受注者からは、「紙マニフェストから電子マニフェストに切り替えることによって、ダンプトラック毎に紙を持たせる必要がなくなり、また一括登録処理ができるので利用しやすい」とのコメントをいただいています。

排出事業者としての静岡県の電子マニフェスト利用状況

静岡県自身も、プラスチック製の文房具や容器包装類、また蛍光灯や机等の産業廃棄物を排出する排出事業者です。そこで排出事業者として、自ら率先して電子マニフェストを利用しています。平成20年度に静岡県の知事部局と教育委員会の出先機関で導入していたIDを県名義のID（知事部局及び教育委員会）に登録し直しました。平成22年度にはサブIDを付与することにより全所属で電子マニフェストを利用できるようにしました。（図2）

平成21年度の電子マニフェスト利用状況は、知事部局と教育委員会を合わせて513件であり、平成22年度の上半期の利用実績は228件でした。

実際に電子マニフェストを登録している担当者からは、「返送された「B2票」「D票」「E票」を綴じこむ必要がなくなり楽になった」、「入力パターン登録をすることで簡単に登録できる」、「廃棄物の処理状況が随時確認できるのでよい」といったものから、「処理状況を確認するために、インターネットに接続して確認画面を開くまでに時間がかかる」という様々な意見がありましたが、導入に当たって特に支障はなく、総合的には紙のマニフェストよりも事務の効率化が図られています。

今後の課題

平成21年度に多量排出事業者を対象に行ったアンケートによると、電子マニフェストに加入済の事業者は35.5%でした。また電子マニフェストを導入するに当たって支障になっている点について尋ねたところ、「収集運搬業者が未加入のため」（58.5%）、「中間・最終処分業者が未加入のため」（61.7%）、「経費が増加するため」（27.8%）、「事務量が増加するため」（15.0%）という回答を得られました。今後ともアンケートの結果を参考にしながら電子マニフェストの利用促進に取り組んでいきたいと考えています。

連絡先
静岡県くらし・環境部環境局 廃棄物リサイクル課産業廃棄物班
TEL 054-221-2424 FAX 054-221-3553
e-mail hai@pref.shizuoka.lg.jp